

社会保険しまね

No.788

「奥出雲町・金言寺の大銀杏」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談のご案内
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年8月末)

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		11,651 事業所	11,422 事業所
船舶所有者数		66 事業所	—
被保険者数	男 性	97,251 人	88,923 人
	女 性	69,809 人	62,621 人
	坑内員	4 人	—
	船 員	836 人	—
被扶養者数		—	106,556 人
厚生年金の受給権者数(25年7月末)		246,574 人	
年金額(25年7月末)(年金額には停止額を含む)		1,717億6百万 円	
健康保険の給付件数(25年8月分)		233,920 件	
健康保険の給付額(25年8月分)		30億25百万 円	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

日本年金機構からのお知らせ

新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	12月11日(水)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室) [※]
出雲	12月10日(火)		出雲市民会館(302会議室)
浜田	12月13日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。



～社会保険の事務手続～ 賞与にかかる保険料について

◆保険料額は、「標準賞与額」×保険料率で計算

賞与にかかる保険料は、各被保険者に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、これに健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

保険料率は毎月の保険料の場合と同様、健康保険(協会けんぽ)が都道府県単位保険料率【10.00%】、厚生年金保険(一般)が1000分の171.20【17.120%】です。

なお、介護保険料を納める期間(40歳到達月から65歳到達月の前月まで)に支払われた賞与については、健康保険料の対象である場合には、あわせて介護保険料(協会けんぽ/標準賞与額×1000分の15.5【1.55%】)も折半で負担します。

※標準賞与額には上限が設定されており、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金保険は支給1回(同じ月に2回以上支給されたときは合算)につき150万円となっています。

◆被保険者負担分を控除し、毎月の保険料とともに納付

賞与にかかる保険料は、毎月の保険料と合算されて賞与支払月の翌月の納入告知書(口座振替の場合は、納入告知額通知書)で通知されますので、月末までに納入(月末に口座から振替)します。

なお、事業主は被保険者負担分を賞与支払時に控除できます。

■児童手当拠出金も同時に納付

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主は、児童手当等の支給に要する費用の一部として、児童手当拠出金を全額負担していただいています。賞与が支給された場合の拠出金の額は、被保険者(育児休業等により賞与の保険料を徴収されない被保険者を除く)個々の標準賞与額に拠出金率(1000分の1.5【0.15%】)をかけた額の総額で、事業主が賞与の保険料とあわせて納付します。

最低賃金額が改定されました

島根県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用される島根県最低賃金が、次のとおり改定されました。

※最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

◆島根県最低賃金額【時間額】 **664円** 発効日/平成25年11月6日

※最低賃金に関するお問い合わせは、島根労働局または最寄りの労働基準監督署へお願いします。

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

協会けんぽ 相談窓口廃止のお知らせ

出雲年金事務所内・浜田年金事務所内の相談窓口を
平成26年3月31日をもって**廃止**いたします



平成20年10月の協会けんぽ発足に伴う健康保険事務手続き等の円滑な移行を目的として、出雲年金事務所・浜田年金事務所の協力の下に開設しております「協会けんぽ相談窓口」については、利用状況の推移及び経費の節減等を考慮し、当初の設置目的を果たしたと総合的に判断しましたので、この度、平成26年3月31日(月)をもって廃止することとなりました。

平成26年4月1日以降の、各種申請書のご提出やご相談については、それぞれ下記にあります協会けんぽ島根支部までお願いします。

ご利用いただいておりますお客様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

各種申請書のご提出について

ご郵送にて



〒690-8531

松江市学園南1-2-1くにびきメッセ西棟
全国健康保険協会 島根支部 にて

ご相談について

お電話にて



- ・0852-59-5144(業務グループ)
【健康保険給付、被保険者証の発行、任意継続に係る業務等】
- ・0852-59-5204(保健グループ)
【健診事業、保健指導事業、健康づくり事業等】
- ・0852-59-5197(レセプトグループ)
【診療報酬明細書の点検、第三者行為等に係る求償行為等】
- ・0852-59-5140(企画総務グループ)
【情報提供、データの収集・分析、広報、財政、庶務等】

※年金事務所の廃止ではありません。

各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

◆島根支部ホームページは

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

または、

※各種申請書については、セブンイレブン各店舗のマルチコピー機によるネットプリント(有料)もご利用いただけます。



【上記に関するお問い合わせ先】協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

年金相談のご案内



(相談時間、注意事項は、毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。)

会場	12月	1月	会場	12月	1月
奥出雲町仁多庁舎	6日	10日	大田市役所	25日	22日
奥出雲町横田庁舎	20日	24日	益田市民学習センター	24日	28日
隠岐の島町ふれあいセンター	11日	8日	津和野町日原公民館	20日	—
	12日	9日	吉賀町六日市庁舎	—	17日
西ノ島町黒木公民館	—	29日	海士町役場	—	30日

手話による年金相談 浜田年金事務所 毎月第4木曜日・第2土曜日(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

(一財)島根県社会保険協会からのお知らせ

(詳しくはホームページをご覧ください)

益田・鹿足地区ソフトボール大会が終わりました

8月25日に予定していましたが、雨天のため順延し、9月22日に開催しました。参加申込みは5チームでしたが、順延の関係で2チームが棄権され、3チームによる大会となりました。

試合結果 **優勝** 五共木材(株)チーム

準優勝 (株)和興



また、最優秀選手は五共木材(株)チームの野村光さん、優秀選手は(株)和興の滝本哲也さんが選ばれました。

平成26年用カレンダーを配布します

(一財)島根県社会保険協会と松江・出雲・浜田社会保険委員会では、25年度の社会保険委員等研修会受講者の皆さんにお配りしますが、若干の予備を作成しましたので、ご希望の事業所の皆様にお配りすることとしました。平成26年用カレンダーは、今回、6ヶ月単位の両面印刷です。(B2版)

● 申し出先：各年金事務所 適用調査課窓口(各種届出窓口)
協会けんぽ島根支部 窓口

※無くなり次第終了となりますので、お早めに窓口にお出かけください。

(ご注意：各年金事務所や協会けんぽさんから郵便等を利用して送付することはできませんのでご了承ください。)



25年度事業である冬期の助成制度が始まります。

(一財)島根県社会保険協会では、会員事業所(25年度会費納入事業所)の被保険者(被扶養者を含む)の皆さんを対象にした、冬期の利用料助成事業が12月1日から始まります。

利用助成事業は、昨年度と同じくスケート、ボウリング、温泉施設、スキー場リフト券の利用料助成です。温泉施設では変更がありますので、別途会員事業所(25年度の会費納入事業所)あてに送付します利用案内等をご覧ください。

なお、本年度より、スキー場リフト券につきましては、「お一人様1回のみ」とさせていただきますのでご注意ください。

また、健康づくりDVDの無料貸出しも、年間通して行っていますのでご利用ください。

(会員事業所(25年度会費納入事業所)には、送料も当会で負担しています。)



「社会保険の事務手続」の配布について

今年度までは、6月に行われます「社会保険事務説明会」(松江、出雲、浜田年金事務所が開催)で、参加者の皆さんにお配りしていましたが、平成26年度版から、会員事業所(26年度会費納入事業所)で、事前にお申し込みを頂いた事業所に送付させて頂くよう考えていますので、ご承知置きください。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻788号◆ 発行者／(一財)島根県社会保険協会 文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部 2013.11.20発行 ※次回の発行については平成26年1月を予定しています